

～ 建築士事務所登録変更届に必要なとする書類 ～

赤文字がその他必要添付書類です。黒文字は各シートの書式を使用し作成してください。

■ 登録申請者変更 ※法人事務所のみ該当【注意(1)】

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 役員名簿（第三面）
- ③ 登録申請者用誓約書（ハ）
- ④ 略歴書（ロ）
- ⑤ 法人登記簿謄本

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

■ 役員変更 ※法人事務所のみ該当

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 役員名簿（第三面）
- ③ 登録申請者用誓約書（ハ）

※③は役員就任の場合必要です。退任のみの場合不要です。

④ 法人登記簿謄本

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

■ 管理建築士の変更 【注意(2)】

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 略歴書（ロ）
- ③ 管理建築士の専任誓約書
- ④ 建築士免許証又は建築士免許証明書の写し
- ⑤ 管理建築士講習修了証の写し
- ⑥ 建築士定期講習修了証の写し
- ⑦ 所属建築士変更届（必要に応じて）

■ 所在地の変更

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 建築士事務所外部、内部及び標識の写真
※外部の写真は建物の全景を写す
※内部の写真は設計室全景とキャド画面、ドラフター等を必ず写す
- ③ 建築士事務所の付近見取図（手書き可）
- ④ 所在地確認書
- ⑤ 法人登記簿謄本 ※法人事務所のみ必要

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

■ 名称の変更

- ① 建築士事務所登録事項変更届
- ② 法人登記簿謄本 ※法人事務所のみ必要

（履歴事項全部証明書 直近3ヶ月以内の原本）

【注意】

- (1) 個人事務所の場合、登録申請者の変更はできません。
廃業となり、別の登録申請者で新規登録申請が必要です。
- (2) 管理建築士の免許の種別が変わる場合、変更ではありません。
廃業⇒新規登録となります。但し一級建築士が二級建築士事務所の管理建築士に就任することは可能です。
- (3) 変更事項が複数、または、更新申請と同時に提出の場合、
重複する提出書類は1部で構いません。